

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00752

国 名：キルギス国

担当部署：経済開発部 民間セクター開発グループ 第一チーム

調達件名：キルギス国一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興
プロジェクト（業務調整／組織能力強化）（現地滞在型）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：業務調整/組織能力強化
- （2） 格付：3号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：キルギス国ビシュケク市
- （5） 全体期間：2026年2月中旬から2028年1月下旬
- （6） 業務量の目途：21人月

2. 業務の背景

JICAはキルギス共和国（以下、「キ国」という。）における一村一品運動を通じた地場産業振興支援のため「イシクリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2006年～2011年）、「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシクリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2012年～2016年）、「一村一品・イシクリ式アプローチの他州展開プロジェクト」（2016年～2023年）を実施し、これまで、現地の公益法人である One Village-One Product+1 (OVOP+1 (※1)) や経済商務省と共に、一村一品運動を通じた地場産業振興のモデルを確立し、同国全土で一村一品商品の生産体制の整備や販路開拓を官民連携で支援する体制強化を図ってきた。

（※1：一村一品運動を通じた地方コミュニティ振興、小規模ビジネスによる地方貧困の削減を目的に2014年1月にイシクル州カラコル市に設立・認可された現地

公益法人 (Public Association)。新商品開発、生産・品質管理技術指導、資材調達、作業場（工場）運営、店舗経営、他の小売業者への製品販売（卸売）、輸出手続等の生産以外のビジネス活動も支援する。)

キ国政府は過去の JICA による一村一品普及に係る事業の成果を評価し、一村一品運動のさらなる全国普及を図るため、自国予算による国家プロジェクト (National Economic Project “One Village One Product”) の実施を決定した。JICA は上記キ国政府の取組を後押しする目的で、「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」(2023～26 年) で特産品の生産者への研修・セミナー・融資の提供や、特産品の評価・認定に係る地域ブランド委員会や全国ブランド評価会等の運営制度等構築、キ国の国家ブランド品創出や特産品の国際フェアへの参加等の輸出支援を実施している。しかしながら、特産品の種類・産地の更なる多様化が期待されるが、効果的な販路開拓には引き続き OVOP+1 を中核とした生産・流通体制強化が必要である。

また、こうしたキ国の一村一品運動の取組みは、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国等でも知名度が高く、近隣国の関連行政機関や地場産業振興を支援するドナー（国連開発計画（UNDP）、国連世界食糧計画（WFP）等）から多数のスタディーツアーの受入れや研修実施支援を実施してきた。こうした近隣国での一村一品運動への関心の高まりに対し、キ国政府も自国特産品の知名度向上や域内貿易・流通の活性化の観点から一村一品運動普及のための協力を実施していく方針であるが、キ国での一村一品運動の取組み成果を効果的に近隣国に活用・展開するには、先行事業で確立した一村一品運動の実施方法・教訓を体系化し、キ国での研修実施受入体制を整備する必要がある。2023 年 4 月より協力を開始している本プロジェクトは、このような背景に応えることも意図したものである。カザフスタン、タジキスタン政府も、一村一品運動の実施体制強化に係る技術協力プロジェクト（両国とも案件名は「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」）を我が国に要請し、2024 年 4 月から協力を開始している。業務調整を担当する専門家は 2023 年 4 月から 2026 年 4 月まで派遣されており、本専門家はその後任専門家となるものである。

各国のプロジェクトの概要は下記の通り。

三か国で実施中の「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」の概要は次のとおり。

【キルギス国】

- ①プロジェクト目標：「一村一品運動のキルギスモデル」が強化され、近隣国に普及する。
- ②成果：
 - 成果1：キルギス全土の特産品の生産・流通体制が強化される。
 - 成果2：OVOP+1の生産・加工施設が国際基準に従い稼働する。
 - 成果3：OVOP+1が一村一品運動の研修実施機関として機能する。
 - 成果4：キルギスの近隣国の一村一品運動の実施体制が整備される。
- ③協力期間：2023年4月～2028年1月。
- ④相手国側実施機関：経済商業省、OVOP+1。

【カザフスタン国】

- ①プロジェクト目標：カザフスタン国で一村一品運動が普及する。
- ②成果
 - 成果1：一村一品運動を推進するための実施体制が整備される。
 - 成果2：一村一品商品（※）の品質と流通が改善される。
- ③協力期間：2024年4月～2028年1月。
- ④相手国側実施機関：国家企業家会議所（アタメケン）。

【タジキスタン国】

- ①プロジェクト目標：タジキスタンで地方開発のための一村一品運動の効果の実証を通じて、一村一品の実施体制が提案される。
- ②成果
 - 成果1：一村一品商品の流通が改善する。
 - 成果2：タジキスタン国における一村一品運動の実施体制が明らかになる。
- ③協力期間：2024年4月～2028年1月。
- ④相手国側実施機関：経済発展・貿易省。

※：「一村一品商品」とは、国内外の中高所得者の消費者向けに、地域資源を活用して、その地域の住民が関与して生産された商品と定義する。

3. 期待される成果

チーフアドバイザーと連携しつつ、プロジェクトを実施中のキ国及び近隣国（カ

ザフスタン、タジキスタン)において、Plan of Operation (PO) 及び Project design Matrix (PDM) に沿って、一村一品の商品企画・開発、材料調達・生産・品質管理、集出荷体制等に携わる相手国側機関の組織強化がなされる。

特にキ国においては、OVOP+1に対し、上記体制強化に係る助言を行い、自立化に向けた道筋がたてられる。

加えて、世界銀行やWFPを含むドナーと各国の実施機関との間の円滑なコミュニケーションや連携が実施される。

4. 業務の内容

本専門家は本プロジェクトの「業務調整/組織能力強化」担当専門家として以下の業務を行う。なお、本プロジェクトの成果4の活動として近隣国の実施体制の強化が含まれており、カザフスタン、タジキスタン案件における「一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」とも連携しつつ、活動を行うことが期待され、この部分はコミュニティ開発／業務調整2担当の専門家を中心に活動を行う予定であるが、本専門家も以下の一部の業務については(※)に記載の内容で関与する想定である。

【業務調整】

- ① プロジェクトチームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。(※)
- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗管理を行う。(※)
- ③ チーフアドバイザーとも相談の上、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画等)のとりまとめを行う。
- ④ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ⑤ 提出する報告書(例:月報、事業完了報告書:Project Completion Report等)の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑥ 各種の広報活動を通してプロジェクトの成果をキルギス国内外に積極的な対外発信を行う。(※)
- ⑦ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、プロジェクトチームと連携の上、その解決にあたる。
- ⑧ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA事務所等と協議をし

つつ活動の効率化を図る。

- ⑨ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常に注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。
- ⑩ 近隣国と共同で出展する国際博覧会などの機会の調整を行う(出展品目、ブース出展に係る調整、日本への輸送などが想定される)(※)。

(※) 予算管理(他 2 か国の日常的な予算管理は別専門家が実施する)、広報、近隣国からのキ国での研修受入、日本で開催されるFOODEX 等の国際博覧会への出展調整等については、3 か国連携して対応に当たる必要性があることから、近隣国(カザフスタン、タジキスタン)を担当する「コミュニティ開発／業務調整 2」担当専門家とも相談の上、本専門家もキルギス以外に関する業務につき対応を行う。

【組織能力強化】

- ① 地場産品を用いた商品開発・流通網の構築を行うOVOP+1 及び近隣国の活動を支援し、必要な機能強化・体制整備を図る。とともに、認証取得(例: HACCP、ISO22000 など)を支援する。特に OVOP+1 の自立化に向けたプロセスや必要な要素について助言を行う¹。(※)
- ② 一村一品商品のナショナルブランド評価会や各州のブランド委員会の実施の支援等、キ国及び近隣国の一村一品運動に係る政策・プロジェクトの実施状況を把握し、本事業との効果的連携方策・計画を検討のうえ、その実施を指導する。
- ③ 他ドナー等(WFP、FAO 等)の農産物高付加価値化や地方の小規模起業者支援に係る事業・取組と連携を行う OVOP+1 の活動が円滑に進むように助言を行う。
- ④ キ国及び近隣国で開発・生産された一村一品商品の円滑な流通・販売に関して助言を行う²。(※)
- ⑤ キ国の行政機関の参画した一村一品運動の取組を近隣国へ紹介・普及するために必要な研修/スタディーツアーの計画策定、研修実施に必要なマニュアル等の研修教材の整備について、指導するとともに、OVOP+1 の研修講師を育成する。また、研修実施を支援する。(※)

¹ 将来的なOVOP+1の自立化に向けた今後のロードマップについて、現時点で想定する内容(今後のステップやシナリオ、必要な要素)をプロポーザルで提案してください。

² 近隣国との連携を念頭においていた域内特産品のバリューチェーン(生産、流通、販売など)の効果的な構築手法について、プロポーザルで提案してください。

- ⑥ 実施した研修・スタディーツアーの結果を踏まえ、実施方法の改善やマニュアル／ガイドラインの更新などに関し、相手国機関および他の専門家の活動を側面支援する。
- ⑦ 必要に応じて、短期専門家の投入に関し、助言を行う。

(※) キ国での研修受入業務、近隣国（カザフスタン、タジキスタン）とも連携した域内特産品の効果的な流通・販売支援（例：キルギスにとどまらない中央アジア一品としての国際博覧会への出展など）は近隣国（カザフスタン、タジキスタン）を担当する「コミュニティ開発／業務調整2」担当専門家とも相談の上、本専門家が対応する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	4. 業務の内容での該当箇所
1	OVOP+1の自立化を念頭に置いた、今後のロードマップについて	【組織能力強化】①
2	近隣国との連携を念頭においた域内特産品のバリューチェーン（生産、流通、販売など）の効果的な構築手法について	【組織能力強化】④

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	JICA業務調整専門家、研修実施、商品販売・貿易促進、地場産業振興（特に特産品開発）に係る業務経験
語学の種類	英語（ロシア語またはキルギス語ができるとなお望ましい ³⁾ ）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガ

³ この場合、ロシア語については語学力評価で加点します。キルギス語についてはその他学位・資格等で加点します。

「イドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より 1 カ月以内	経済開発部 (CC:キ ルギス事務所)	一	英語	電子デー タ
			一	日本語	電子デー タ
		C/P 機関	一	英語	電子デー タ
3か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁵	国際協力調達部 (CC:経済開発部)	一	日本語	電子デー タ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 カ月ごと	国際協力調達部 (CC:経済開発部、 キルギス事務所)	一	日本語	電子デー タ
業務完了報告書	契約履行期限末 日	経済開発部 (CC:国 際協力調達部、キル ギス事務所)	1部	日本語	電子デー タ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 4 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入
れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期
等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトの専門家は以下の通りです。

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容(案)
などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、
②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制
(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、
⑦詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便
宜供与事項、⑩その他必要事項

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

- ア) チーフアドバイザー/一村一品運動
- イ) コミュニティ開発/業務調整 2
(主にカザフスタン、タジキスタン案件の業務調整等を担当)
- ウ) 業務調整/組織能力強化 (本契約による業務従事者)

ア) は技術協力個別専門家として、現在派遣中 (2023年4月～2026年4月)。後任の専門家は2026年4月頃に派遣予定 (前後する可能性あり)。
イ) は技術協力個別専門家として現在派遣中 (2024年6月～2026年6月) 後任については別途検討中。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループから配付しますので、edgps@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・キルギス共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国 一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書
 - ・キルギス共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国 一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクトにかかる討議議事録 (Record of Discussion)
 - ・現時点で提出されているモニタリングシート (キルギス共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国分)
 - ・カザフスタン共和国、タジキスタン共和国
一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト案件概要表
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・キルギス共和国 一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト 事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202109438_1_s.pdf)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年 1月 7日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 1月 19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年1月22日13時30分～15時
4	評価結果の通知	2026年1月27日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等 :

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「キルギス国一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト終了時評価調査及び一村一品アプローチによる生産及び流通強化を通じた中小ビジネス振興プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00265）の受注者（株式会社レックス・インターナショナル）及び同業務の業務従事者

(2) 家族 藤 同 : 可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) プrezentashon資料提出部数 : 1部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プrezentashonの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針、実施方法	36 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（2） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	20 点
②語学力	10 点
③その他学位、資格等	10 点
④業務従事者によるプレゼンテーション	20 点

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理

処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬 :

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,248,000	1,408,000
	個人	952,000	1,111,000

② 教育費 :

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／現地校		215,400	215,400

③ 住居費 : 1,800 ドル／月

④ 航空賃（往復）: 974,140 円／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>を参照願います。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎 : あり
- イ) 住居の安全 : 安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ : あり（プロジェクトで確保済み）
- エ) 通訳傭上 : あり（OVOP+1の職員等がサポート、必要に応じて追加傭上）
- オ) 執務スペースの提供 : キルギス共和国 OVOP+1 における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

力) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/20240308.html>

(5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA キルギス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

本事業に従事する専門家はキルギス共和国のみならず、必要に応じて、タジキスタン共和国、カザフスタン共和国等に年に2～3回程度（1回あたり1週間～2週間程度）の出張の可能性があります。

以上

事業事前評価表

国際協力機構 経済開発部

農業・農村開発第一グループ 第二チーム

1. 案件名（国名）

国名：キルギス共和国（キルギス）

案件名：

(和名) 一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト

(英名) The Project for Vitalization of Local Business in Central Asia through One Village One Product Movement

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における産業・中小企業振興の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キルギスは、1991 年のソビエト連邦からの独立後、中央アジア諸国の中でもいち早く市場経済化を推進してきたが、金を中心とした鉱物資源以外の有力產品がなく投資環境が未整備のため十分な外国投資を誘致できず、他の中央アジア諸国と比較して経済成長は遅れている。一人当たり GDP は 1,830 米ドル（国際通貨基金、2023）であり、中央アジア諸国では、タジキスタン共和国（以下、タジキスタン）と並んで最も低い水準にあり、特に人口の約 6 割弱（世界銀行、2023）が居住する農村・山岳地域では多くの住民が貧困状態での生活を余儀なくされている。

鉱物資源は産地が限定されるため雇用創出効果は必ずしも高くなく、ソ連崩壊に伴う集団農場制の消失以降、政府の産業振興能力不足や産業バリューチェーンの未整備、企業家数の不足等により、地場産業の振興は成功してこなかった。

このような課題に対し、JICA は一村一品運動を通じた地場産業振興支援のため「イシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2006 年 11 月～2011 年 7 月）、「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（2012 年 1 月～2016 年 1 月）、「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」（2016 年 1 月～2023 年 4 月 4 月月）を実施した。これまで、JICA 事業を通じ設立された現地の公益法人（Public Association）である One Village-One Product+1 (OVOP+1 (※1)) や経済商務省と共に、一村一品運動を通じた地場産業振興のモデルを確立し、同国全土で一村一品商品（以下、特産品）の生産体制の整備や販路開拓を官民連携で支援する体制強化を図り、全国で約 100 種類の特産品を開発・販売するに至っている。

(※1：一村一品運動を通じた地方コミュニティ振興、小規模ビジネスによる地方貧困の削減を目的に 2014 年 1 月にイシククリ州カラコル市に設立・認可された現

地公益法人 (Public Association)。新商品開発、生産・品質管理技術指導、資材調達、作業場（工場）運営、店舗経営、他の小売業者への製品販売（卸売）、輸出手続等の生産以外のビジネス活動を支援する。)

このような成果を評価し、同国政府は一村一品運動のさらなる全国普及を図るために、自国予算による国家プロジェクト (National Economic Project “One Village One Product”) の実施を決定している。同プロジェクト (2023~26年) では特産品の生産者への研修・セミナー・融資の提供や、特産品の評価・認定に係る地域ブランド委員会や全国ブランド評価会等の運営制度等構築、小規模ビジネス向け地域開発ファンドの融資手続の簡素化、同国の国家ブランド品創出や特産品の国際フェアへの参加等の輸出支援を計画している。同プロジェクトを通じ、特産品の種類・産地の更なる多様化が期待されるが、効果的な販路開拓には引き続き OVP+1 を中核とした生産・流通体制強化が必要である。

また、こうしたキルギスの一村一品運動の取組みは、カザフスタン共和国(以下、カザフスタン)、タジキスタン等近隣国でも知名度が高く、近隣国の関連行政機関や地場産業振興を支援するドナー(国連開発計画(UNDP)、国連世界食糧計画(WFP)、Aga Khan Foundation (AKF) 等) から多数のスタディーツアーの受入れや研修実施支援を実施してきた。こうした近隣国での一村一品運動への関心の高まりに対し、キルギス政府も自国特産品の知名度向上や域内貿易・流通の活性化の観点から一村一品運動普及のための協力を実施していく方針であるが、キルギスでの一村一品運動の取組み成果を効果的に近隣国に活用・展開するためには、これまでの、先行事業で確立した一村一品運動の実施方法・教訓を体系化し、キルギスでの研修実施受入体制を整備する必要がある。こうした背景の下、キルギス政府及は我が国に対し本事業を要請した。なお、近隣2カ国（カザフスタン、タジキスタン）も、一村一品運動の実施体制強化に係る技術協力プロジェクトを我が国に要請している。

（2）当該国の産業・中小企業振興に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対キルギス共和国国別開発協力方針（2022年4月）では、開発課題として「産業振興・中小企業振興」が挙げられ、重点分野として「産業開発と雇用の創出」が定められており、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「民間セクター開発」においては、企業競争力強化や民間企業が成長するための外部環境の整備および市場アクセスをカイゼンすることを目指している。一村一品運動を通じて特産品のブランディング強化、地域産業振興を目指す本事業は、我が国及び JICA の協力方針に合致する。また、本事業は特産品の商品開発・生産を通じ、貧困率が高い農村・山岳地域を含む各地域の小規模ビジネス振興を図るものであり、更に本事業

で支援する特産品の生産者には多数の女性の参画が想定されることから（先行事業では生産者の約7割が女性）、SDGsのゴール1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール5「ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化」、同ゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

UNDPは農産物の貿易振興を目的に政策策定や貿易実務に係る能力強化を支援、WFPは小規模農家の生計向上支援を目的に地方行政（村役場）に農産物加工に係る機材を供与し、小規模農家の農産物加工による農産物の付加価値向上を図る取組を支援している。また、AKFは地方住民の生計向上を目的に、南部州（ジャララバード、オシュ、バトケン州）を中心に農産物加工等の小規模起業家に対する技術研修や機材を供与している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、キルギス全土において一村一品運動に基づく特産品の生産・流通体制と研修実施受入体制を強化し、またカザフスタン、タジキスタンにおいて一村一品運動の実施体制を整備することにより「一村一品運動のキルギスモデル」（※2）の強化と近隣国への普及を図り、もって中央アジア地域の地場産業の振興に寄与するもの。

（※2：本事業において、「一村一品運動のキルギスモデル」とは、「地域の住民、コミュニティ組織、中小企業が地域資源を活用して生産した、中・高所得層をターゲットにした高品質な産品の販売を、OVOP+1のような民間セクターの組織がソーシャルビジネスとして（商品開発、生産指導、品質管理、物流、販路開拓、販売促進活動等を通じて）直接的に支援し、政府は情報共有、住民への運動普及、全国ブランド評価会や地域ブランド委員会等を通じて間接的に支援して、販売促進を行う運動」と定義する。）

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

キルギス全土、近隣2カ国（カザフスタン、タジキスタン）

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

- 1) 直接受益者：キルギスの経済商業省、One Village-One Product+1
- 2) 最終受益者：特産品の生産者・卸売業者・販売者、カザフスタンの国家企業家会議所、タジキスタンの経済発展・貿易省

（4）総事業費（日本側）

4.4億円

（5）事業実施期間

2023年4月～2028年1月を予定（計58カ月）

（6）事業実施体制

Project Directorは経済商業省副大臣、Project Managerは経済商業省地方開発部（Inter-Regional Main Department）の部長。また、一村一品運動全国普及国家プロジェクト実施のために関係省庁代表者で構成されるWorking Group、日本人専門家、OVOP+1がプロジェクトチームとして事業を運営する。

（7）投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約200M/M）：チーフアドバイザー／一村一品運動、特産品開発／連携促進、コミュニティ開発、業務調整／研修計画
- ② 研修員受け入れ：（本邦研修、第三国研修等、必要に応じて）
- ③ 機材供与：プロジェクト車両

2) キルギス側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービス・施設、現地経費の提供（日本人専門家執務室の提供、国家プロジェクトの実施に関する一村一品商品の全国ブランド評価会（National competition）、地域ブランド委員会（Regional Brand Committee）の運営経費等）

（8）他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国はカザフスタン、タジキスタンから「カザフスタン一村一品研修」（第三国研修）、「カザフスタン一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「タジキスタン一村一品運動を通じた中央アジアにおける地場産業振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の要請を受けており、現在第三国研修を実施中。両技術協力プロジェクトの実施機関は、カザフスタンは国家企業家会議所、タジキスタンは経済発展・貿易省であり、今後実施予定（2024年4月開始予定）。本事業は、「一村一品運動のキルギスモデル」を踏まえて、上記両技術協力プロジェクトに対して、研修員・スタディーツアーの受入れを行うとともに、本事業の日本人専門家、OVOP+1が両国の一村一品運動の実施体制の整備を支援する予定であり、キルギスのこれまでの一村一品運動に係る取組成果を両国の事業に効果的に活用・展開するとともに、その活動を通じて、OVOP+1の研修実施機能の強化も図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

キルギス政府は一村一品全国普及国家プロジェクトを実施中であり、本事業は同プロジェクト活動の一環として技術支援を行う。

また、WFP は小規模農家の生計向上支援を目的に地方行政（村役場）に農産物加工に係る機材を供与し、小規模農家の農産物加工による農産物の付加価値向上を図る取組を支援している。AKF は地方住民の生計向上を目的に、南部州（ジャララバード、オシュ、バトケン州）を中心に農産物加工等の小規模起業家に対する技術研修や機材を供与している。本事業では、これらの供与機材を効果的に活用する生産体制整備を支援する他、農産物加工に係る技術研修への講師派遣や本事業サイトへのスタディーツアー受入れ等の連携を想定しており、この連携を通じて、本事業、および先行事業を通じて得られた特產品開発・生産に係る知見が共有され、より付加価値の高い農産物加工品（特產品）の開発・生産が促進することが期待される。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

＜活動内容／分類理由＞

先行事業では、女性が働きやすい生産体制・方法を整備することで、多くの女性が一村一品運動に継続的に従事することができた。本事業では、女性が空いた時間で容易に活動に参画しやすいように、労働時間や時間帯を参加者の意思で自由に選択できる生産体制や、自宅や自宅に隣接する簡易作業場で生産が可能な商品の開発や生産方法の導入も支援することを計画しており、女性生産者の割合を指標として設定しているため。

（10）その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：一村一品運動の普及を通じて、中央アジア地域の地場産業が振興する。

指標及び目標値：

指標 1：キルギス及び近隣国（カザフスタン、タジキスタン）で開発・販売された特産品の数が XX（※）増加する。

指標 2：キルギス及び近隣国の特産品の生産者数が XX 増加する。

※上位目標及び下記プロジェクト目標値 XX は 2024 年 12 月までに設定予定。

（2）プロジェクト目標：「一村一品運動のキルギスモデル」が強化され、近隣国に普及する。

指標及び目標値：

指標 1：プロジェクトの支援を通じてキルギス及び近隣国で開発・販売された特産品の数が XX 増加する。

指標 2：プロジェクトの支援を通じてキルギス国及び近隣国で開発・販売された特産品の生産者数が XX 増加し、そのうち女性の割合が XX% 以上となる。

（3）成果

成果 1：キルギス全土の特産品の生産・流通体制が強化される。

成果 2：OVOP+1 の生産・加工施設（※）が国際基準に従い稼働する。

（※OVOP Production and Training Center と称されるイシククリ州カラコル市の OVOP+1 の本部施設（建物）内に所在。）

成果 3：OVOP+1 が一村一品運動の研修実施機関として機能する。

成果 4：キルギスの近隣国の一村一品運動の実施体制が整備される。

（4）主な活動：

【成果 1 に係る活動】

1-1. キルギスの一村一品運動に係る政策の実施を支援する。

1-2. キルギスの特産品の生産者を発掘し、商品開発や生産方法の改善を指導する。

1-3. OVOP+1 の特産品の生産・調達管理者、地域コーディネーターを OJT により指導する。

1-4. OVOP+1 の特産品の集荷・検査・梱包・配送施設の運用方法を指導・改善する。

【成果 2 に係る活動】

2-1. 品質管理や工場運営に係る OVOP+1 の人材を OJT/研修により指導する。

2-2. OVOP+1 の生産・加工施設が HACCP、ISO22000、9001 およびキルギス国のハラル基準の認証を取得する。

2-3. OVOP+1 の生産・加工施設で生産された特産品を、輸入国の規制に基づいて輸出する。

【成果 3 に係る活動】

3-1. OVOP+1 の生産・加工施設の運営・管理（衛生管理含む）に関するマニュアルを整備する。

3-2. 特産品の開発・生産・物流・販売に関するマニュアルを整備する。

- 3-3. キルギスの行政機関の参画した一村一品運動の研修実施体制を構築する。
- 3-4. キルギス及び近隣国の一村一品運動の関係者を対象に研修／スタディーツアーを実施する。

【成果4に係る活動】

- 4-1. 近隣国の一村一品運動の実施体制を分析し、把握する。
- 4-2. 一村一品運動の普及に必要な実施体制を近隣国の一村一品運動の関係者に提案する。
- 4-3. 成果3の活動に係る研修参加者を対象に、商品開発、生産・物流・販売の改善点を助言する。
- 4-4. キルギス及び近隣国の一村一品商品を国際イベント等を通じてプロモーションする。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- 1) キルギス政府の地場産業振興・一村一品運動に対する政策の方向性が変化しない。
- 2) 専門家やカウンターパートの活動に大きな影響を与えるような安全上の問題が起きない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

セネガル一村一品運動を通じた地場産業振興プロジェクト（評価年度2019年）の教訓では、OVOPグループへの能力構築に加えて、OVOPグループの生産活動の開始や、活動の継続・拡大のための資金獲得の支援を行ったことがOVOPグループの円滑な活動の実施に良好なインパクトをもたらした。本事業では、成果1において、キルギス全土の特産品の生産・流通体制の強化を目指すことから、一村一品運動全国普及国家プロジェクト等、特産品の生産者が資金支援を受けることができるプロジェクト等との連携も図る。

また、キルギスの先行案件では、女性が働きやすい時間帯を選んで特産品の生産活動に従事できる等、女性が働きやすい生産体制・方法を整備することで、多くの女性が一村一品活動に継続的に従事することができ、その結果、地域の女性が村で現金を得る機会を創出した。本事業では、成果4で近隣国の一村一品運動の実施体制の整備を目指すが、キルギスでの取組みを共有し、近隣国での女性のエンパワー

メント促進を図る。

7. 評価結果

本事業は、キルギスの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、一村一品運動の推進を通じてキルギス及び近隣国の地場産業の振興に資するものであり、SDGs ゴール 1「あらゆる形態の貧困の撲滅」、ゴール 5「ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化」、同ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

以 上